

投資信託総合取引規定集の規定の読替えについて

以下の規定につきまして、2026年9月1日付で改正を行いました。
投資信託総合取引規定集「2025年12月版」(冊子裏表紙の右下に「2025.12」の表示があるもの)では改正後の記載に読み替えていただきますよう、お願い申し上げます。

投資信託総合取引規定

改正後	改正前
第1条～第2条 (省略) 第3条 (申込方法等) お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 記名押印 し、これを当組合に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。 第2項～第4項 (省略) 第4条～第14条 (省略)	第1条～第2条 (同左) 第3条 (申込方法等) お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 署名押印 し、これを当組合に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。 第2項～第4項 (同左) 第4条～第14条 (同左)

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
第1条 (省略) 第2条 (非課税口座開設届出書等の提出) お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、 記名押印 し、当組合に提出するものとします。 第2項～第10項 (省略) 第2条の2～第18条 (省略)	第1条 (同左) 第2条 (非課税口座開設届出書等の提出) お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、 署名押印 し、当組合に提出するものとします。 第2項～第10項 (同左) 第2条の2～第18条 (同左)

「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
第1条～第2条 (省略) 第3条 (申込方法) お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 記名押印 して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。 第2項、第3項 (省略) 第4条～第13条 (省略)	第1条～第2条 (同左) 第3条 (申込方法) お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 署名押印 して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。 第2項、第3項 (同左) 第4条～第13条 (同左)

JA バンク 投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 （省略） 第 4 条（本サービスの利用の申込み） お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。 ① 日本国内に居住する個人であること。 ② 満 18 歳以上であること。なお、満 75 歳以上のお客様は、第 2 条第 1 号に定める投資信託口座の開設 <u>および同第 2 号に定める非課税口座の開設</u> はご利用いただけません。 ③ JA サービス ID を保有していること。 ④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。 ⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。 第 2 項 （省略） 第 5 条～第 29 条 （省略）	第 1 条～第 3 条 （同左） 第 4 条（本サービスの利用の申込み） お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。 ① 日本国内に居住する個人であること。 ② 満 18 歳以上であること。なお、満 75 歳以上のお客様は、第 2 条第 1 号に定める投資信託口座の開設 <u>（追加）</u> はご利用いただけません。 ③ JA サービス ID を保有していること。 ④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。 ⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。 第 2 項 （同左） 第 5 条～第 29 条 （同左）

以 上

2026 年 9 月 1 日
高知県信用農業協同組合連合会